

教小中第 2 3 2 2 号  
令和 3 年 9 月 2 日

各市町村教育委員会  
学校教育指導主管課長 様  
学校保健主管課長 様

大阪府教育庁  
市町村教育室小中学校課長  
教育振興室保健体育課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下）の送付について（通知）

標記について、別添（写し）のとおり、令和 3 年 8 月 27 日付事務連絡にて文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

つきましては、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、貴所管学校園において、児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、迅速に対応するため、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断を行う際の考え方の整理、基準の作成等をお願いいたします。その際、保健所等と連携をとることが重要です。

市町村立学校園において、感染者が確認された場合の対応や臨時休業の判断等につきましては、「『学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和 3 年度版）』（市町村立学校園版）」等を参考に、各市町村教育委員会において、保健所等と連携を取りながらご対応いただいていることと存じます。この度、本ガイドラインを踏まえ、府立学校における対応を定めましたので別添（写し）にて送付いたします。整理の際の参考としてください。

なお、すでに市町村において同様の基準がある場合は、この度示されたガイドラインの趣旨に沿ったものか確認の上、それによっていただいで構いません。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで御連絡をお願いいたします。

《本件連絡先》

小中学校課 学事グループ 大西・辻本	TEL 06-6944-6886
保健体育課 保健・給食グループ 川口	TEL 06-6944-9365